

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域包括支援センターの事業評価について (当日配布資料1) ・市町村及び地域包括支援センターの評価指標(当日配布資料2)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	
審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
<p>1 あいさつ</p> <p>委員長 皆さま、こんにちは。今年最初で今年度最後の委員会となります。皆さまと前回「また来年」と言って会が終わった後に大きな地震がありました。3.11の時も思いましたが、この一ヶ月半は私たちには何ができるのか、ということを考えさせられる期間になりました。というのも、私には能登町に役場の職員をしている友人がいます。彼女に私から連絡することは不要なことなのか、と考えながら1月2日に連絡をすると、彼女の家は潰れてはいませんでした。2月になった現在も役場の職員として避難所の夜勤をずっと続けているということにして、何ができるのかと思いつきながら過ごしています。とはいえ、私には今は募金くらいしかできません。その中で、高齢者が様々な施設に受け入れられている経緯等の色々な話を聞きながら、どうすれば地域や暮らしを守ることができるのか、何ができるのだろうか、と考えていました。この高齢者保健福祉計画についても、私と同じタイミングで皆さまのお手元に届いたかと思いますが、内容を読んでいると岩倉市がこのようになっていくのだな、どういうことをこの地域に作っておいたら私たちが安心できるのだろうかと改めて感じました。ということで、本日は6つの議題がございますので、順次活発なご審議とご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。</p> <p>2 議事</p> <p>議題(1)パブリックコメントの結果について</p> <p>資料1に基づいて事務局より説明</p> <p>委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>委員 (なし)</p>	

議題（２）第９期計画の最終案について

資料２－１、資料２－２、資料２－３に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員長 この資料２－２は今日の会議のために作られた資料ですか。今後どこかで使われますか。

事務局 今後使う予定は特にはないです。

委員長 句読点が最後ついているところとついていないところがあったので、どこかで使われるのであればと思いましたが、今日だけであれば大丈夫です。

委員 １１４ページの看護小規模多機能型居宅介護の中に「看護師などによる「訪問看護」を」とありますが、この「など」とは何を指すのかお伺いしたいと思います。

事務局 看護小規模多機能型居宅介護については市内にないサービスですので詳細はわかりかねますが、訪問看護というサービスを鑑みますと、看護師以外にはPT（理学療法士）やOT（作業療法士）等による機能訓練やリハビリ等が考えられるかと思えます。

委員 資料２－１の第９期（案）で、「対象」のところの第９～１４段階の部分が太枠で囲われていますが、ここは岩倉市独自の分け方をしている、他市町村とは違うという理解で良いでしょうか。

事務局 国の基準として、第８期は９段階に分けられていたところが、第９期からは１３段階に変わっております。第９期の国の基準では第１３段階は「７２０万円以上」となっていますので、そこまでは踏襲しております。ただし、岩倉市の第９期（案）では１３段階以降に第１４～１６段階の３つを増やしておりますので、第１３段階の「７２０万円以上８２０万円未満」という点、さらに第１４～１６段階についても市独自の分け方となっております。

委員 もう一つ、同じ第９期（案）で、乗率のところの第１～３段階の部分が太枠で囲われていますが、この数字自体も岩倉市独自の乗率なのか、市町村すべて統一なのかを聞きたいです。

事務局 こちらは国が示した乗率で、そのまま岩倉市も準じている、という形になります。乗率については、第1～13段階までは国が示したものと一緒です。また、対象のところの所得の分け方についても、第1～第12段階及び第13段階の720万円以上というところまでは国が示したものと一緒としています。乗数や所得段階区分は自治体で変えられる部分ではありますので、他の市町村の中には変えているところもあります。

委員長 他にはいかがでしょうか。ないようでしたら、第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の最終案について、承認を取りたいと思います。本計画について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

<一同挙手>

委員長 ありがとうございます。承認されました。

議題（3）地域包括支援センターの事業評価について

当日配布資料1、当日配布資料2に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 地域包括支援センターの評価で、2（4）地域ケア会議について令和3年度以降ずっと0%になっていることには何か理由があるのですか。

事務局 地域ケア会議につきましては運営方法等を一度しっかり見直すということで、令和4年度にアドバイザーをお招きして市の主催でやっていたということがあります。それまでと少しやり方を変えて、本来あるべき姿にするということでモデルケースのような形で3回開催しましたが、それは市のアドバイザーの元に開催しており、市が主催したものになります。もちろん地域包括支援センターにも会議には参加していただきましたが、市の主催したものということで評価としては0%になっています。

委員 ずっと0%ではいけませんので、一歩ずつ改善してください。

委員長 私から1点お伺いしたいのが、地域包括支援センターの評価で、3年間ずっと2（5）介護予防ケアマネジメント・介護予防支援が60%のまま推移されています。おそらくこの部分の評価指標について、毎年同じところが取り組まれておらず評価

が上がっていないのだと推測されますが、具体的にどの項目についていつもチェックが入っていないのか教えていただけて良いですか。

事務局 毎年チェックが入らない項目としてはまず1つに、センター指標の35番として、介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるような地域住民に対する出前講座等の開催という項目がありますが、この記述に沿った出前講座については行っておりません。出前講座自体は行ってありますが、介護支援専門員の業務が円滑に進むような出前講座という意味合いのものは行っていないので、このあたりはもう少し研究が必要なところかと思っております。それからもう1つは、介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類しているかという項目で、その実施までは至っておりませんのでここにも毎年チェックが入っておりません。

委員長 ありがとうございます。そこにチェックが入らないと60%という数字が出るということですね。他にはいかがでしょうか。

事務局 先ほどの返答につきまして、2(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について説明しておりました。申し訳ございません。ご質問としては2(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関するものですが、こちらは5問中2問の質問についてチェックが入っていないところがあります。1つはセンター指標の46番「自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか」という項目で、もう1つが48番「利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか」です。この2項目にチェックが入っておらず、60%となっております。

議題(4) 地域包括支援センターの事業計画について

資料3-1、資料3-2に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 介護予防講演会について、介護予防教室を見直して違う形にすることで広くたくさんの人に啓発することは良いと思いますが、この中に書かれている「地域の集まり」とはどのような場面を想定されていますか。保健推進員の活動もなくなるということで、以前であれば保健推進委員会が開かれるところで講演会等もできましたが、その場が消滅することになると思いますし、そうすると地域の集まりは結構少なくなるのではないかと、思っています。私たちの会も認知症サポーター養成講座等を

お願いするときにそういった集まりを使わせていただいていたのですが、来年度から一切そういったものがなくなるとすると、やはり新たな場が必要になります。職場での実施等色々やってみてはいますが、やはり一番市民の皆さまにお伝えできるのは保健推進委員会だったので、もし今地域の集まりについてどういうものを想定されているか教えていただけると、私たちの会も進めやすくなると思うのでよろしくをお願いします。

事務局 今のところ、市内で開催されている各種サロンや社会福祉協議会の支会活動といったものを想定しております。

委員長 私から1点、地域ケア会議の実施について「地域課題会議を市と協働して開催し」と明記されていますが、前の議題にも関連して考えると、これを始めることによって再来年度には地域包括支援センターが地域ケア会議を開催しているという評価ができる、ということになるのか、これはあくまでも市が主催していることになるのか、今までのものと変わってくるのかどうかについて教えていただきたいです。

事務局 まず、この記載については、個別のケースを分析する地域ケア会議から地域の課題を抽出する仕組みについて具体的に書いたものになります。今までこういった地域課題会議というものを行っていませんでしたが、現在、市と協働して今年度から少しずつ検討しており、そちらをより進めていこうという趣旨でございます。先ほどの0%の評価の向上に直接資するものではございません。評価の向上に関しましては、現在、市が主催してやっていた地域ケア会議に地域包括支援センターも参加しておりますが、それとは別に、地域包括支援センター単独主催の地域ケア会議というものも現在内部で準備を進めておりますので、令和6年度以降は順次開催できるように検討しているところであります。

委員長 他にはいかがでしょうか。質問がないようでしたら、令和6年度の地域包括支援センター事業計画（案）について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

<一同挙手>

委員長 ありがとうございました。承認されました。

資料3-3に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。この委託先の事業所数について、昨年度と比べて増えているのか減っているのか、何か情報はありますか。

事務局 昨年度と比較すると、昨年度は岩倉市包括 28 件の事業所と委託契約、岩倉東部が 21 件の事業所と委託契約をしておりますので、市包括は若干減、東部包括は 1 件増となっております。

委員長 ありがとうございました。では、岩倉市地域包括支援センターの委託先としてここに掲げられました事業所について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

<一同挙手>

委員長 ありがとうございました。承認されました。

議題（5）介護給付適正化事業の進捗について

資料4に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 （なし）

議題（6）地域密着型サービス等に関する条例の一部改正について

資料5に基づいて事務局より説明

委員長 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

委員 4番について、介護予防支援については現在地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託している状況だと思いますが、今後、介護予防支援の指定を受けた際にはすべて事業所をお願いするというイメージですか。市の方向性を教えてください。

事務局 地域包括支援センターがまったく関与しなくなるわけではなさそうでした、一定の関与はしつつも指定を受けた事業所が直接実施していくような形になるようです。そのあたりの運用についてはもう少し国の資料等を確認する必要がありますが、地域包括支援センターの役割を事業所が一部担うような形だと考えています。地域包括支援センターの業務負担軽減という目的もあるかと思います。

委員 おそらくそれが目的ですよね。となると、岩倉市内の居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定も受けた場合は、事業所が直接やるように指導していくということですか。

事務局 岩倉市が指定権者なので、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に指導をしながらやっていくことになると思います。ただし、今までの地域包括支援センターのノウハウもありますし、国からも地域包括支援センターは一定の関与をなささいという方向性が来ていたと思います。そのあたりの具体的なことはこれからもう少し検討・研究しないと、今すぐは答えできない部分ではあります。

委員 理想的な形というか、今後目指す方向性とはどのような形になるのでしょうか。今は要支援の認定を受けると、住んでいる地域によってどちらの地域包括支援センターの管轄になるか判断して、その後どの事業所に委託するのかという話になって、決まったところをお願いする、という形ですが、ゆくゆくは直接事業所に行くことになり、最初から選べるようになるのでしょうか。

事務局 現在市内には居宅介護支援事業所が12か所ありますので、指定を受けた事業所がそろってくれば、その中から選ぶという形にはなっていくのかもしれませんが。そうなる前の運用は考えなければいけないところはあるかとは思いますが。いずれは要介護の認定を受けたときに近い形になるかとは思いますが、まだ具体的に予防支援の指定に手を挙げるなどという話は聞いてはおりませんので、そこは情報収集をしてやっていきたいと思っています。

委員 1番の条例の一番下のウについて、これまでは入院するとなると一度退所という形になるので退院してもそこには戻れないということがありましたが、そうではなく一度入院しても今まで入所していたところに退院後すぐ入所できるようにすることだと思えます。「努めることとする」という文言から考えると、これは必ずしなければならないわけではなくて受け入れ先の人はそのように努めてくださいという形で、今と大きくは変わらないのでしょうか。

事務局 こちらは「協力医療機関等」ですので、再入所についても医療機関に協力してもらいながら努めていく、ということになります。そこに入院した際は絶対また受け入れなければならない、というわけではありませんが、入院した利用者がもし慣れているところに帰りたいという話があれば、再入所できるように努めていく、というイメージです。

委員 3番のところに「事務職員」と書かれていますが、これは私どものように、いわゆる事業の全体的に事務員が配置されている複合施設の場合は、例えば特養の事務員

もここでいう「事務職員」として認められるのでしょうか。当然システムは導入していますが、ケアプランセンターだけで事務員を雇っているわけではないところも多いと思います。

事務局 こちらは居宅介護支援の事業に係る条例ですので、このシステムを活用することと、居宅介護支援の事業にあたる事務職員の配置をする、ということですので、居宅介護支援の事務を行う職員を必要としているのかとは思っていますが、他の事業と兼務で良いか、といった詳細は確認をしないと、すぐには答えられません。

委員 そもそも、この改正は何が目的ですか。例えば働いている人の労働条件を良くすることや利用者が利用しやすくするなど、そういう観点で国は改正しようとしているのですか。

事務局 目的は様々で、その時の世の中の状況によって変えていて、現状を考えるならば人手不足等も加味されているとは思いますが。また、利用者の使い勝手の良さも加味されていて、それら両方の面から国の審議会で議論されながら決まっていくということではないかと思えます。

委員 かえって煩雑なことが増えたり悩むことが増えたりしたら大変かと思えます。ケアマネジャーの1人あたりの取扱件数についても、これは増えるのか減るのかもわかりません。

事務局 1人あたりの件数を増やしても良い、ということです。

委員 要支援は基本的にはケアプランを作成するのが要介護よりは簡易だから、要介護よりは多く担当しても良い、ということと、システムや事務職員を活用すれば、さらにもう少し担当しても良いという、簡単に言うとそういうことになります。生産性の向上ということもよく言われていて、そういうシステムを導入することでこれまでよりたくさんケアプランを立てられるだろう、ということでもう少し多く担当しなさいということだと思えます。ケアプランセンターの事業所自体、赤字のところもあるので、その改善のために件数を増やしても良い、という考えもあるかと思えます。

議題（7）その他

事務局 今回で今年度最後の推進委員会となります。また、3年任期の最後の推進委員会ということになります。皆さまにおかれましては、第8期計画の進捗管理や第9期計画の策定などについてご審議いただきまして、ありがとうございました。また次期

以降の委員の推薦につきましては、後日改めて依頼させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 1点、先ほど地域包括支援センターの事業計画の承認のところ、岩倉市の特徴的な事業である保健推進員がなくなるというご発言がありましたが、こちらについては発展的解消だと思っていて、来年度以降は保健推進員の方、それからシルバーリハビリ体操指導員の方に健康づくりサポーターになっていただきたいと思っております。地区からの保健推進員の推薦はやめていくということになりますが、今地区でやっただいてはいる保健推進員の活動で、講師を呼んで体操をやるなどの活動は市の方で講師料を手当てして引き続きやっただいこうと思っております。これまでは保健推進員の活動の中から講師に報酬を払っていただけていたましたが、それを市で払っていく、そして地区限定ではなくて他の地区の方も参加して良いという形で広げていきたいと思っておりますし、各地区で保健推進員の方を中心にやっただいた活動については地区担当の保健師が中心になりながら、途切れさせることなくもう少し大きな範囲で進めていくことを考えております。決して停滞させるということはありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、今日お越しの皆さまにもぜひ健康づくりサポーターに登録いただけるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

委員長 では、議事をすべて終えましたので、事務局に進行をお返しいたします。

事務局 本日は長時間にわたりまして慎重なご審議、ご意見等を賜りましてありがとうございます。繰り返しになりますが、本日で皆さまの任期としては最後となっております。これまで第8期計画の進捗に始まり、第9期計画の策定に至るまで、様々なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。4月からは第9期計画が始まりますが、また冊子の方がお手元に届きましたらご一読いただいて、引き続き貴重なご意見、ご指導等いただければと思っております。では、これをもちまして第6回高齢者保健福祉計画等推進委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。